

第6章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

第1節 開発における環境配慮の推進

1 環境影響評価

現況

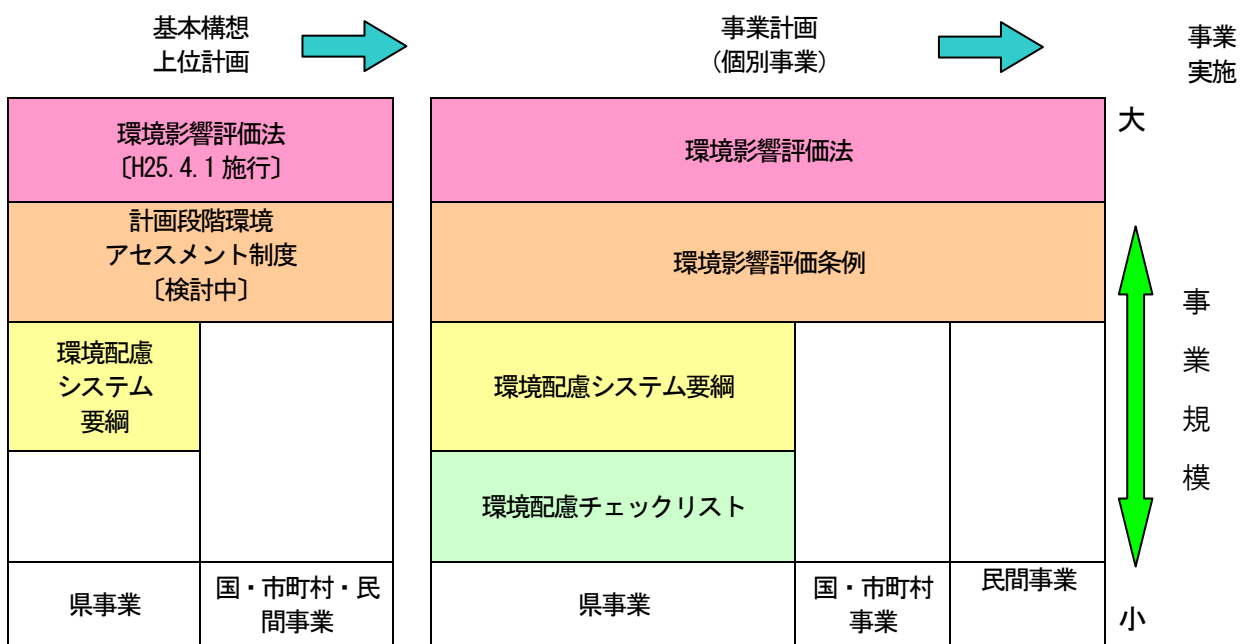
環境影響評価とは、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ、事業者自ら、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて、その事業に係る環境保全について適正な配慮を推進しようとする制度です。

平成11年6月に、環境影響評価法が施行され、平成13年4月には、熊本県環境影響評価条例を施行しました。この条例は、法よりも対象事業の種類を増やし、地下水保全及び干潟・藻場などの保全の観点からより小規模な事業も対象としています。

さらに、手続面では、住民参加の機会拡大のための公聴会や事業実施後のフォローのための手続きを設けるとともに、知事意見を述べるに当たっては、専門家で構成する環境影響評価審査会に意見を聴くことにより信頼性を確保しています。

一方、法や条例に該当しない比較的小規模な県公共事業を対象として、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱を平成10年度から施行するとともに、さらにより小規模な公共事業については、熊本県公共事業等環境配慮チェックリストを平成15年度に策定し、環境配慮のための率先的な取組を行っています。(図6-1-1)

図6-1-1 熊本県における環境影響評価制度



なお、過去3年間（H22～24年度）に法及び条例に基づき環境影響評価について審査を行った件数は、表6-1-1のとおりです。

表6-1-1 平成22～24年度 環境影響評価法及び条例による審査件数

対象事業及び規模要件			H22	H23	H24
条例	廃棄物最終処分場	新設全て	1	1	0
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上	0	3	0
	土地区画整理事業	面積50ha（地下水保全地域25ha）以上	0	1	0

※当該年度に知事意見を述べたものを1件としています。

※該当期間には法による手続きを行ったものではありませんでした。

課題

現在の環境影響評価は、一般的にある程度事業計画が固まった段階で実施するために、選択できる環境保全のための対策の幅が限られてしまい、十分な環境への配慮が行われにくいことから、より早い段階から環境への配慮を図るための制度が必要になっています。

また、法や条例の対象とならない比較的小規模な市町村等の事業も少なからず環境への影響を及ぼすものであり、県事業と同様に環境への配慮が求められています。

取組

平成23年4月に法改正が行われ、事業計画の策定段階などのより早い段階から環境配慮について検討する「配慮書手続き」が導入されました。この法改正を受け、現在、条例においても同様の手続きの導入について検討しており、これらの制度により、より早い段階からの効果的な環境配慮が可能となります。

また、市町村に対する研修会の開催等により、市町村が実施する法や条例の対象とならない公共事業に関して環境配慮のための仕組み等が導入されるよう支援しています。

2 土地利用

現況

平成23年の県土面積は7,404.8 km²で森林が4,633.3 km²(63%)と最も多く、次いで農用地が1,170.2 km²(16%)となっていますが、農用地は減少傾向にあります。一方、住宅地と工業用地、その他の宅地を合わせた宅地373.8 km²(5%)は、全体に占める割合は少ないものの増加傾向にあります。

課題

県土は、現在及び将来における県民のための限られた貴重な資源であり、良好な環境づくりに配慮しつつ、総合的かつ計画的な県土の利用を図ることが求められています。

取組

本県では、総合的かつ計画的な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画法に基づき、「計画の策定」及び「規制」に関する措置による計画的な土地利用を推進しています。

まず、「計画の策定」については、土地利用にあたって公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある県土利用の確保を図ることを基本理念として、適正な土地利用の基本方針となる国土利用計画（熊本県計画）を定めています。

また、市町村が、県計画と同様の趣旨で各市町村のエリアに関する国土利用計画（市町村計画）を定める場合は、その策定に関して支援を行っています。

さらに、土地利用についての各個別規制法（都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法・自然環境保全法等）に基づく諸計画を調整するための総合的な土地利用に関する県の計画として、「熊本県土地利用基本計画」を策定しています。

次に「規制」については、本県の土地取引に関しては事後届出制度が適用されています。この制度は、その土地の適正な土地利用の審査を行うことによって、乱開発や無秩序な土地利用を防止することを目的として、一定面積以上の土地取引が行われた場合に、土地売買等届出書を提出することとなっています。

この制度を通して、土地を利用する方々に対し、土地取引という早期の段階から、様々な土地利用計画に沿った適正な土地利用に誘導することにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進しています。

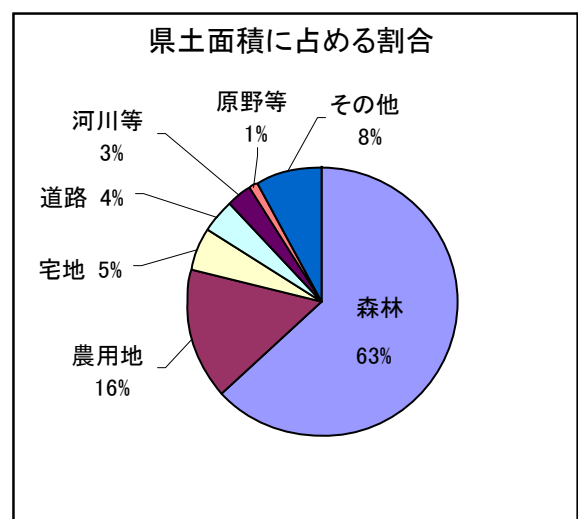


図 6-1-2 平成24年度
「土地利用現況把握調査（H23.10.1現在）」
熊本県地域振興課による